

官用簿記獨學誌購書

ノ書式ハ來四月五日發行官用簿記獨學誌第十二號但舊載ス○英學、數學、簿記學、筆記學、漢學教校私
東京三月廿八日神田駿河臺

平河女學校設立廣告

並本校へ小學卒業ノ女子英語學
教授 晩學婦人ノ爲メ
トス又四時ヨリ六時半迄ノ間、
トス又四時ヨリ六時半迄ノ間、
トス又四時ヨリ六時半迄ノ間、
トス又四時ヨリ六時半迄ノ間、

右賣捌仕候也
洋服飾具類
一時計類、ダイマン類、男女
横濱海岸中通廿四番

廣舉撰於二司常議員社會本

一 行 廿 四 字 詣	五 號 活 字 二 ア
一 行 廿 四 字 詣	一 行 二 付
六 日 迄	二 行 二 付
七 日 迄	三 行 二 付
十六 日 以上	一 行 三 付
八 錢	十 錢
九 錢	八 錢
六 錢 五 厘	七 錢
五 錢 八 厘 五 毛	六 錢
五 錢	七 錢
五 錢	六 錢
五 錢	五 錢
五 錢	四 錢
五 錢	三 錢
五 錢	二 錢
五 錢	一 錢
五 錢	零 錢

時事新報

時事新報社の大坂出張所は是迄同府下東區高麗橋通二丁目において梅田停車場を距ると遠く時事新報の集配上不便穿りらず隨て同府市街并近縣の配達にも餘計の遅刻を生ずるの懼有之候に付来る四月一日同府下西成郡曾根崎村三百二十一番地(梅田停車場脇)に移轉し以後同所に於て是迄の通り事務取扱ひ候得ば從前に比し同府市街并に近縣の配達多少時刻を早先可申此段豫め同地方の讀者諸君に廣告仕候也

社
事新報社大坂出
告

利益の泉源にして然かも其利益は頗る豊にして確實なりとあるからには尋常盡心せ人に誰も窮て之を望み

同縣同郡妙香村
同縣千葉郡黑砂

同頭山

費の過半は

と圖り悲喜以て世間の敬愛けいあいを買ふに事例少なからず貧人の羨望と避くるの工夫等閑に付す可らざるを見るに足るべし翻て今ひまわづかの官途を見れば官吏くわんりは一種特別の榮譽えいよを附して之を人民に比すれば自から人權じんけんを殊ことがへするの趣あるのみならず其俸給ほうきょ亦勞働ろうどうの割合わりあいにすれば平均して厚きものと云ひざるを得ず例へば一箇月三十圓の官吏とするも一年三百六十圓さんびゃくろくじゅうえんの勞働ろうどうを問へば吏員りいん甚じん多くして寧ろ事務の閑なるに苦しむ程のものあるよし今若し他の民間みんかんにありて職業しょくぎょうと執る者しやく一日一圓いつくろは收入を見んとするは中々容易ならざる事にして勞働の難易なんい、報酬ほうしゅうの多少は彼は相距る甚だ遠きのとが農事と云ひ工業こうぎょうと云ひ商賈しょうがと云ふ何れも皆ろくに收益確質ならずして必ずしも一箇月三十圓を期す可らず時に或は非常に損耗そんそうと來たして身と傾け產うぶつを破るの不幸より遂ついに心身と勞する所その上に恐るべし勞働を犯ざる可らずと雖も官途は躊躇然らず免非めんひ少多少心に關するのとにして其危險の度誠のどうより日を同人して論ず可らず故に日本比官途くわんとハ怡も名譽めいよの重場

貴書生が徒々青雲に志し時事を談して不平と鳴らす
の弊と除かんが爲め第一に教育の組織を變革せざる可
らず之を革むるには官立公立の諸學校を全廢し教育を
人民の自由に放任して學問の錢を以て買ふべきものと
定め以て貧富陶法の實を行ふべしとの次第に前號の紙
上より開陳しよりと雖も第二の順序として彼輩が常に義
望する所の目的物の趣を革め左まで羨むに足らざるもの
のとなし眼を轉して他より向ひしむるの工夫と講せざる
可らず蓋し其目的物とは何ぞや他なし官途即ち是なり
抑も富貴を欲するに殆んど人生の天賦にして人事の競
争多くは富貴の競争に非ざるゝなし既に競争あり貧窮
の者が利達の人と羨むも亦自然の所にして其富貴を羨
むの情は轉じて其人を怨むの心と爲り爲めに意外の禍
難を惹起すとなきに非ざれば富貴にして驕る可らずと
は古人の戒にして利達自在の身分にても免めて華奢を
去りて素朴を守り時としては故さらに貧を粋ひ世と欺

るが故に事に臨んで地位に懇々と節操を屈して見苦しき舉動を示すが如死夢も少なくして官海の弊風ろのを除くと同時に又一方には貧生が漸次に眼を轉じて民間の産業に就き静み生計を營みて己れを益し國を利し坐ろに昨吾の非なると省みて今吾の是なるを悟るときは仕途の轟情次第に冷却して別に官邊以外名利の塊々然たるに發明するもあるべし我輩は既に第一の方法として教育の組織と改め以て教育費を省くの運を論じ今又第二の順序として官邊の趣を革革し以て政費を節減せるに利あると知れり今や我國の民力は殆ど疲弊に堪へざるの折柄成るべく其負擔を輕減して仕養の道を行ふべきは勿論資財民間にあれば生産の用をなすべしと雖も一旦政府に入れば不生産に消費せらるべきを免れざるものなれば理の表面より觀察を下だして政費節減の一事が極めて大切あるのみあらず其裏面に於て前隙無量の利益あると知るが故に表裏一圓に政費の節減を促がして已まざるものなり

屬せざるを得ず死んや彼の精神の不相應に發達して
利の外に餘念なき書生輩に於てとや此靈場に入て利
を博し以て生計を安くせんとするの情は之を留めて
む可らず人情に於て無理ならぬ次第と云ふべし斯る
心を以て渴望するにも拘はらず一朝蹉趺して其志を
さるの不幸あらんか遺憾骨に徹して忘る可らず窓
燈下不平の一念、胸臆に往來して遂に外に發する其
は恰も水の低きに流れへて通せされば即ち反て激
るものに異ならず固より怪むに足らざるのみ左れば
その反激の害と避けんとするの法を求るに豫め之
導いて激流の方向と轉せしむるの外ある可らず其手
様々なる可けれども先づ官途の虚威と錢財して人心
和すると同時に其俸給を減じて報酬の薄化を示し又
員と省いて事務の安逸ならざるを明かにして彼の賛生
して一步を退かしめ官途に向て活路を求むるの不可を
るを覺悟せしむるが如きは最も有力なる方便なる可り
斯て官邊より追進せる者は獨り家計豊ゆして高等の教
仕官の錢の爲めにひらすして名譽の爲めにそるもの
を受けざる者に限るの仕組に變じたらんには此者等の

○神奈川縣下横濱港
明治廿一年三月廿八日 警視總監子爵三鷗通庸
○熊本縣牛乳搾取高 熊本縣に於て昨二十年中牛乳搾取業人ハ四十人にして其搾取高は三百二十三石五斗九升九合七勺なり(熊本縣)
○京都府外十二縣屠畜數 京都府外十二縣屠畜の數は去月中京都府牛二百八十二頭、群馬縣同百十六頭、富山縣同四十五頭、愛知縣同百九十六頭、兵庫縣同六百七十二頭、石川縣牛七十三頭、馬二十頭、外に金澤營所隊兵食用屠牛十一頭、福島縣牛三十八頭、廣島縣同四百五十九頭、愛媛縣同二百四十七頭、岐阜縣同四十頭、福井縣同三十頭又去る一月中長崎縣牛四百十五頭、豚二百九十六頭又昨年十二月及本年一月中青森縣牛百七十六頭なり(京都府外十二縣)

○東京府船車現在數 東京府に於て本年三月一日府下十五區六郡及伊豆七嶋の現在有稅五十石以下浮漁船及小廻船諸車の數を調査せしに三間一萬四千五百八十八艘、四間四百一艘、五間六十艘、六間二十七艘、七間十八艘、八間四艘、九間一艘、十間一艘、遊船三間六十五艘、四間一艘、又免稅倉庫船八艘、水田耕作用船二千四百三十一艘、水災豫備船七百六十六艘、渡船百一艘、傳馬^{ハタケ}ターフ^{ハタケ}三百四十三艘、合計一萬八千八百十五艘、有稅二匹立馬車百七十二輛、一匹立馬車三百五十九輛、荷積馬車千百九十輛、一人乘人力車二萬四千八百六十四輛、二人乘人力車一萬四千三百三十三輛、牛車百八十輛

北垣府知事の意見にて、常務委員同様に就て設立なるが更に開業を招き種々を試みる。○大和川鐵道の中の大和川鐵道は之れを府管ひ實地の検査り聞く所に據き所以て繰り返し橋杭の高め立會の三日を以て、言の如く橋杭種々に苦情を餘を費した。

○開令第三號 明治十九年(七月)勅令第五十四號地方官官制第四十
條ニ依リ鳴根縣管下隱岐國ニ鳴司ヲ置ク

明治廿一年三月廿七日 内閣總理大臣伯爵伊藤博文
○東京府令第十一號 明治二十一年度區部營業稅雜種稅課目課額中當置委員會
會ノ決議ヲ經テ左ノ通改正追加ス

明治廿一年三月廿八日 東京府知事男爵高崎五六
明治二十一年度區部營業稅雜種稅課目課額中改正並ニ追加
年稅ヲ課スル者云々ノ但書船車ノ下ニ「營業人力車ヲ
除ク」ノ割註ヲ加フ

同上ノ次ヘ

○書視聽告示第七號 傳病瘡瘍左ノ邊ニ通知アリ牛馬飼養者ハ此際豫防方法
徵收スヘシ

朽木縣下下都賀郡立木村 馬匹一頭 皮疽病
子葉縣下海上郡小濱村 同 一頭 皮疽病
同郡網戸村 同 一頭 皮疽病
同縣市原郡愛須村 同 一頭 皮疽病

○神奈川縣下横濱港
明治廿一年三月廿八日 警視總監子爵三鷗通庸
○熊本縣牛乳搾取高 熊本縣に於て昨二十年中牛乳搾取營業人ハ四十人にして其搾取高は二百二十三石五斗九升九合七勺なり(熊本縣)
○京都府外十二縣屠畜數 京都府外十二縣屠畜の數は去月中京都府牛ニ百八十二頭、群馬縣同百十六頭、富山縣同四十五頭、愛知縣同百九十六頭、兵庫縣同六百七十二頭、石川縣牛七十三頭、馬二十頭、外に金澤營所隊兵食用屠牛十一頭、福島縣牛三十八頭、廣島縣同四百五十九頭、愛媛縣同二百四十七頭、岐阜縣同四十頭、福井縣同三十頭又去る一月中長崎縣牛四百十五頭、豚二百九十六頭又昨年十二月及本年一月中青森縣牛百七十六頭なり(京都府外十二縣)
○東京府船車現在數 東京府に於て本年三月一日府下十五區六郡及伊豆七嶋の現在有稅五十石以下浮漁船及小廻船諸車の數を調査せしに三間一萬四千五百八十八艘、四間四百一艘、五間六十艘、六間二十七艘、七間十八艘、八間四艘、九間一艘、十間一艘、遊船三間六十五艘、四間一艘、又免稅倉庫船八艘、水田耕作用船二千四百三十一艘、水災豫備船七百六十六艘、渡船一百艘、傳馬バターラフ三百四十三艘、合計一萬八千八百十五艘、有稅二匹立馬車百七十二輛、一匹立馬車三百五十九輛、荷積馬車千百九十九輛、二人乘人力車二萬四千八百六十四輛、一人乘人力車一萬四千三百三十三輛、牛車百八十輛、荷積大車六百五十一輛、同小車五萬九千百十七輛、又免稅荷積大車耕作用四十九輛、同小車耕作用二百七十八輛、合計十萬千百九十三輛なり(東京府)
○重要の布達 去る二月中香港政廳に於て發したる重なる布達は左の如しと本月十三日付を以て在同港領事館より報告ありたり(外務省)
種痘規則 香港政廳ハ去ル二月種痘規則ヲ設ケ十五歳以下ノ男女ニテ免許醫師ノ交付シタル種痘證ヲ有セナル者ハ總テ種痘チ行フヘシ若シ怠ル者ハ五弗ノ罰金若シクハ十日間ノ禁錮ニ處シ其犯則故違ニ出テタル者ハ五十弗以下ノ罰金又ハ三箇月以下ノ禁錮ニ處ス云々ト布達シ即チ同月十三日ヨリ實行セリ
防禦ノタメ設シタル建造物ノ寫取ヲ禁ス 破壘其他防禦ノタメ建設シタル土工等ヲ寫シ取ルコト禁ス之ヲ寫シ取ラント欲スル者ハ必ス太守ノ許可ヲ受クヘシ若シ其許可ヲ得スシテ見取圖或ハ寫真等ノ方法ヲ以テ寫シ取ラントスル者ハ一百二十五弗以下ノ罰金或ハ一箇月以下ノ禁錮ニ處ス上五百弗以下ノ罰金或ハ三箇月以下ノ禁錮ニ處スト布達セリ

北垣府知事の意見にて、常務委員同様に就て設立なるが更に開催を招き種々を聞き聞く所には之れを府道は實地の検査り聞く所には之れを橋杭と繋接き所以と繋接されドを橋杭と並え立會のカード高め在三日を以てて言の如く橋杭の感と抱き居る如く同府政種々に苦情をの郡區人民が餘を費したてての感と抱き居る如く同府政びたり尙ほ甘く往年度瀬川河一年來渡瀬川河一條の河流を水口と塞がる終に其目的を論し且つ親ら一と先づ見合縣知事より空しかば三郡の幅の廣た所は常に三尺垣上常に三尺右工事は成否現に其へ切